

悪質商法にご用心！

——— 平成25年度上半期の消費生活相談の状況 ———

平成25年度上半期(平成25年4月～9月)に県消費生活センターと県内4ヶ所の県民センターの相談窓口寄せられた消費生活相談の状況がまとまりました。

①相談件数は2,869件で、前年度同期に比べ(以下同じ)増加(14.1%)しました。

②パソコン、携帯電話のアダルト情報サイト等の「ワンクリック詐欺」、電話勧誘販売での「注文していない健康食品の送りつけ」の相談が目立ちます。

③相談1件あたりの契約金額は116万円余と減少(△26.0%)していますが、依然高額です。

④「架空請求」などの「振り込め詐欺」についての相談は85件で、減少(△24.1%)しました。

⑤「多重債務」についての相談は41件で、減少(△18.0%)しました。

⑥「ヤミ金融」についての相談は32件で、減少(△27.3%)しました。

⑦どういう仕組みでお金がおもうかるのか不明な「うまいもうけ話」や劇場型勧誘の「うまいもうけ話」については、相談は85件で増加(123.7%)し、1件あたりの契約金額は633万円余と微増(2.8%)ですが、依然高額でした。

1 相談状況(いずれも前年度同期との比較)

(1) 相談件数は2,869件で、14.1%増加

・相談件数は2,869件で、前年度の2,514件に比べ355件(14.1%)増加した。(表1)

・商品・役務別では、インターネット等のサイト利用に関するワンクリック請求、架空請求などの「放送・コンテンツ等」が最も多く、次いで「健康食品」で、注文していない健康食品の送りつけなどは前年の4.5倍となった。(表4)

・販売購入形態別では、「店舗購入」が最も多く、次いで「通信販売」「電話勧誘販売」「訪問販売」の順で多かった。(表6)

このうち、「通信販売」では「無料と思ってインターネットのサイトの画面上のボタンをクリックしたら登録したことになり料金を請求された」など「ワンクリック詐欺」の相談が多い。(別紙【事例1】参照)

「電話勧誘販売」では、注文していない健康食品の送りつけの相談が目立った。(別紙【事例2】参照)

「訪問販売」では、塗装工事契約や新聞購読契約等の相談が寄せられている。

(2) 相談1件あたりの契約金額は減少(表9)

・相談1件あたりの契約金額(金額が明らかなもののみ。以下同じ)は1,165,356円で、前年度の1,575,089円に比べ409,733円(△26.0%)減少した。

(3) 「振り込め詐欺」は減少 (表10)

・架空請求などの「振り込め詐欺」についての相談件数 85 件で、前年度の 112 件に比べ 27 件 (△24.1%) 減少した。(別紙【事例3】参照)

(4) 「多重債務」は減少 (表11)

・複数の金融機関からの借入金の返済のために次々と借金を重ねる「多重債務」についての相談件数は 41 件で、前年度の 50 件に比べ 9 件 (△18.0%) 減少した。

(5) 「ヤミ金融」は減少 (表12)

・「ヤミ金融」についての相談件数は 32 件で、前年度の 44 件に比べ 12 件 (△27.3%) 減少した。

(6) 「うまいもうけ話」は件数増加 (表13)

・どうやってお金がもうかるのか仕組みのよくわからない、高収入をうたった「うまいもうけ話」についての相談件数は 42 件で、前年度の 38 件に比べ 4 件 (10.5%) 増加した。一件あたりの契約金額は 5,182,708 円で、前年度の 6,157,428 円に比べ 974,720 円 (△15.8%) 減少した。
・今年度から集計を取り始めた劇場型勧誘の「うまいもうけ話」は 43 件、1 件あたりの契約金額は 4,314,167 円と多かった。(別紙【事例4】参照)

2 県民への呼びかけ

(1) 巧妙・悪質な手口による悪質商法の被害が引き続き発生しており、十分注意する必要があります。

(2) ① 不審なものに近づかない、相手にしない。

② 不必要なものや納得できないものは、きっぱりと断る。

③ 「無料」などの言葉を安易に信じない。

④ 心当たりのない請求や不当な請求には決して応じない。

⑤ 借金の返済のための借金はしない。

⑥ 「うまい話」にのらない。

など、一人一人が常に自分と自分の財産を守る自己防衛意識を持ちましょう。

(3) 不審な時、不安な時、困った時には、まずは、消費生活センターなどの相談窓口にご相談しましょう。

【県の消費生活相談窓口】

【消費生活センター・県民センター】

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ●消費生活センター (087)833—0999 | 多重債務・ヤミ金融専用 (087)834—0008 |
| ●東讃県民センター (0879)42—1200 | ●中讃県民センター (0877)62—9600 |
| ●小豆県民センター (0879)62—2269 | ●西讃県民センター (0875)25—5135 |

【警察】

- 警察総合相談センター (087)831—0110
- 各警察署の「警察安全相談」各警察署の代表番号へ

【事例1】

雑誌の広告では無料と表示があったので、バーコードからサイトに入った。有料の表示はなかったのに、18歳以上を押したら登録になり、19万9千円の請求画面が出た。それで間違っただけで登録になったと業者に電話をかけ、一括では払えないと伝えたら、分割で払うことになり2度にわたって7万9千円を振込んだ。その後、少し利用したが、友人から詐欺ではないかと言われた。(20歳代 男性)

【事例2】

12月に健康食品を注文して、商品が出来あがったと4月に電話があった。注文した覚えはなかったのだが、録音されていると言われた。昨日商品が届いたが、届く前に電話がかかってきて、業者には弁護士が付いているなどと言われたので応じてしまったような形になった。代引きで29,800円を支払ってしまったが、解約できるだろうか。(80歳代 女性)

【事例3】

所持しているビデオが法律違反しているという封書が届いた。告発を取り下げたい人は団体まで連絡するように書いてある。15年程前に仲間とアダルトビデオを購入したことがあるが、今年の4月にこの業者とは異なるところから電話があり、ビデオに出演した女性の親が私を告発しようとしている、ビデオを見たのは犯罪だと言われた。裁判するのならしろと断ったが、その後も何度も電話があり、当初50万円で話をつけると言われていたが、10万円まで減額してきたので支払った。これで終わったと思っていたが、昨年弁護士名で告発するとの封書が届いた。どう対処したらいいか。(70歳代 男性)

【事例4】

先日、聞きなれない業者Aから封筒が届いた。その後、別の業者Bから電話があった。業者Bによれば、封筒の業者Aは蓄電型の太陽光発電の機械の販売業者であり、封筒が届いた人しか買うことができないという。業者Bは買うことができないので、代わりに相談者の名義で525,000円出して1台買ってあげれば、その後、業者Bが買い取り、いくらかお礼をされると言われた。また、相談者自身が購入することも可能で、購入後1年で元本が戻り、配当が4.6%つき、600台販売した時点で終了するとのことであった。不審なあやしい話ではないか。

(70歳代 女性)